

1. 会社法 235 条及び 235-1 条の經濟部法令改正公布後の適用について (経商字第 10402413890 号 2015/6/11)。
2. 税務行政救済を申請する場合は、時間と方法に要注意(財政部南区国税局 2015/6/8)。
3. 会社は資金を他人に貸付け、見なし利息を計上し、課税すること(財政部台北国税局 2015/6/4)。
4. 資産売却の未償却残高が売却価格を上回る場合、その差額を資産売却の損失として計上することができる。但し、当該資産を実際に売却していることが必須であり、していない場合は損失とはできない(財政部中区国税局 2015/5/28)。

公表元	経商字第 10402413890 号
テーマ	会社法第 235 条及び第 235 条の 1 に係る經濟部が公布した改正法令の適用について
公表内容	<p>△改正法令の適用について</p> <p>一、 会社法第 235 条の 1 の追加、第 235 条及び第 240 条の改正は、2015 年 5 月 20 日華総一義字第 10400058161 号總統令により施行が公布され、発効日は 2015 年 5 月 22 日である。經濟部の従前の関連する解釈令が上記の修正後条文と相反する場合は無効となる。また、2015 年 5 月 22 日から、新規設立案件で未許可のもの及び新たに申請される設立案件は、新法令を適用しなければならない。</p> <p>二、 定款の記載例は以下の通り:「第 X 条:会社が年度に利益を計上した場合、〇〇%(または 〇〇 元)を従業員報酬としなければならない。但し、会社に累積欠損がある場合は、先ず欠損補填額を留保してより行う必要がある。第 X+1 条:会社の年度決算において利益が生じた場合、まず税金を納付するとともに過年度の欠損を補填し、次に 10%の法定利益準備金を積立てる。残額については株式利息を分配し、なおも利益がある場合は株主総会の決議により(有限会社は出資者の同意により)配当を行う。」 会社は、上記の定款記載例を参照し、定款を修正する必要がある、遅くとも 2016 年 6 月末までには新しい法令に基づく定款の修正を行わなければならない。</p> <p>三、 従業員報酬分配の手順は以下の通り:(一)2015 年度中に開催する株主総会では 2014 年度の従業員配当の決議を行うため、修正前の定款(以下、旧定款)の規定により処理する。(二)もし会社が 2015 年度中の株主総会にて新法令に基づく定款の修正を行う場合、2015 年度の従業員報酬は修正後の定款(以下、新定款)により処理する。(三)もし会社が 2016 年度に開催する株主総会において新法令による定款修正の決議を行う場合、今回は特別な改正経緯があるため、2015 年度の従業員報酬は新定款により処理する。従って、2016 年度中に会社が株主総会を開催する際は、まず定款修正決議を行ってから 2015 年度の従業員報酬の分配(新定款による)の報告を行う。</p> <p>四、 2015 年 5 月 20 日の会社法第 235 条では、第 2、3、4 項の従業員配当の規定が修正削除され、その発効日以降は旧定款による従業員配当の法的根拠がなくなるため、旧定款による従業員配当の処理はできなくなる。また、もし会社が新</p>

法令により従業員報酬の分配を行うよう定款を修正しない場合、従業員は報酬が分配されない損失は会社の法令違反の無作為によるため、私権に該当し、法的手続により解決できる。

- 五、会社法第 235 条の改正により第 2、3、4 項の従業員配当の規定が削除されると、利益処分表から従業員配当の項目が無くなる。役員報酬も従業員配当の方法を参照するため、利益処分表から役員報酬の項目も無くなる。但し、会社は定款に利益の状況により定額または定率で役員報酬を分配することを定めることができる。
- 六、会社法第 235 条の 1 第 1 項の立法趣旨の概略:「利益計上とは、税引前利益から従業員報酬を控除する前の利益を指しており、一度の分配で行う。」これに従い、従業員報酬は一年に一度分配し、従業員への支払は、一括または分割ともに可能であり、会社が自ら決定できる。会社に従業員がいない場合は従業員報酬を計上しないことができる。
- 七、会社法第 235 条の 1 第 1 項では、「会社は定款において、当年度の利益から定額または定率で、従業員報酬の分配を行うことを明記しなければならない。但し、会社に累積欠損がある場合は、先ずそれを補填しなければならない。」と規定する。もし会社に累積欠損があり、定款において従業員報酬に加え役員報酬も定めている場合は、従業員報酬及び役員報酬を計算する際、当年度の利益(税引前利益から従業員報酬及び役員報酬を控除する前の利益)より累積欠損を控除後の残高をもって従業員報酬及び役員報酬を計算する。
- 八、会社法第 235 条の 1 第 1 項の「当年度の利益の定額または定率」における、当年度の利益は会計士監査後の財務諸表に基づく必要がある。但し、資本金が中央主管機関が定める一定金額(3,000 万元)以上に達していない場合、取締役会が作成し決議した財務諸表に基づく。比率の決定方法について、固定比率(例:2%)、一定範囲(例:2%~10%)または下限設定(例えば:2%以上、2%を下回ってはならない)の三つのいずれかの方法を選択することができる。
- 九、会社法第 235 条の 1 第 3 項では、「前二項の従業員報酬を株式配当または現金にて行う際、取締役の 3 分の 2 以上が出席する取締役会で出席取締役の過半数による決議を経たのちに行い、また株主総会で報告しなければならない。」と規定する。これにより、取締役会の特別決議を経て株主総会で報告すれば、従業員報酬は既発行株または新株の発行により行うことができる。取締役会の特別決議の内容は、分配方式(株式または現金)に加え、金額(総額)及び株数を含まなければならない。株式非公開発行会社では、その発行価格及び株数の計算は、直前年度の財務諸表の純資産に基づき行う。株式公開発行会社では、証券法令の関連処理措置によるため、金融監督管理委員会の規定により処理する。
- 十、会社法第 235 条の 1 の第 5 項では、「本条の規定は、有限会社にこれを準用する。」と規定する。しかし、株式会社の従業員報酬は株式によることができるが、有限会社でその性質から準用できないため、従業員報酬を分配する際は現金で行うこととなる。

(経済部 104.6.11 経商字第 10402413890 号レター)

公表日

2015/6/11

公表元	財政部南区国税局
テーマ	税務行政救済を申請する場合は、時間と方法に要注意
公表内容	<p>納税義務者が税務当局より納税通知書を受取った際、もし「記載、計算に錯誤または重複」との記載があった場合、「規定の納税期間内」に税務当局に調査及び更正の要求を行うことができる。もし、「確定処分に対し不服」がある場合、「納税期間満了後の翌日から30日以内」に復査を申請しなければならない。また、納税義務者が「自己」の法令の適用誤りまたは計算誤りにより「過大納付」した場合、「納税の日から5年以内」に具体的な証明を提出し、税金還付を申請することができる。さらに、「税務当局」の法令の適用誤りまたは計算誤りにより「過大納付」とされた場合、税務当局が「錯誤の原因を知った日から2年以内」に調査し、税金還付を行う。</p> <p>財政部南区国税局が管轄内のとある甲が規定に基づき営業登記を行っておらず、インターネットでオンラインゲームの通貨を販売していることが発見され、当局は営業税を追徴課税したほか、同時に1.5倍の罰則を行った。甲はこれを不服とし、その販売対象は営業人ではなく、販売金額に営業税を含んでいるため、国税局が営業税を外税にしてその追徴税額を計算するのは誤りであると主張し、税捐稽徴法第28条に基づき、納税日から5年以内に異議を申し立て新たに計算することを申請することができる等の理由で行政救済を申請したところ、行政法院より復査の申請期限を超過していたため却下された。</p> <p>行政法院の裁定理由によると、本件の罰金納付期間は2014年7月21日から2014年7月30日までで、罰金の納付書は2014年6月23日に甲のところに到着した。甲は罰金の処罰に不服がある場合、2014年7月31日から2014年8月29日までの復査期間内に申請すべきであったが、甲は2014年11月18日に復査を申請しており、30日の法定期間を超過していたため、罰金の処罰はすでに確定していた。甲が確定した行政処分に対し撤回訴訟を提起するのは起訴要件不備に該当するため、法令により許可されない。また、税捐稽徴法第28条は納税義務者が過大納付により法定期間内に税金還付を申請するための規定であるため、本件の罰金を未納である状況は、当該条項の適用対象外である。</p> <p>国税局がさらに説明することには、本件罰金の争議の重要な点は、単純な一目で明らかな記載誤りや計算誤りではなく、税金漏れの計算方法に対する争議であり、更正の範囲に該当しないことである。甲の復査の申請は行政救済で、それ自体は正確であるが、行政救済の期限を把握していなかったため、手続不備となった。また、実体の部分では、甲は罰金を納付していないことから過大納付がないため、税捐稽徴法第28条に基づき過大納付の還付申請は適用できないことになり、法院より却下され、実体審査が行われなかった。</p> <p>当局は、納税義務者に対し、行政救済の権利を確保するため、税務当局からの確定処分を受領した際に不服があれば、事前に救済手続を明確に把握し、適用可能な方法により規定の期限内に申請するよう注意喚起している。</p>
公表日	2015/6/8

公表元	財政部台北国税局
テーマ	会社は資金を他人に貸付けた場合、見なし利息を計上し、課税すること
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、所得税法第 24 条の 3 第 2 項により、会社が資金を株主または他人に貸付け、利息を受領していない、または約定利率が低過ぎる場合、前払給与を除き、当該資金貸付期間に該当する年度の 1 月 1 日時点の台湾銀行の基準利率により会社の利息収入を計算し、課税することになる。</p> <p>当局はさらに説明し、甲社の 2013 年度の営利事業所得税確定申告案件を審査した際、貸借対照表にその他前払金 3,000 万元が計上されていることを発見した。当局が会社に当該前払金の用途の説明を要請したところ、会社の説明では当該前払金は工場建設のための前払金とのことであったが、国税局がその工場建設に関する証明資料及び資金の支払証明の提出を要請したところ、会社はその工場投資の関連資料を提出できなかった。さらに国税局が審査すると、当該前払金は 2012 年 12 月にある株主の口座に振り込まれていた。国税局は、会社の提供した資料を審査した後に、会社が資金を株主に貸付した事実があるため、2013 年 1 月 1 日時点の台湾銀行の基準利率により計算し、868,800 元(=3,000 萬*2.896%)を利息収入と見なし、14 万元あまりを追徴課税した。当局は、営利事業者が容易に参照できるように、2014 年度の営利事業所得税確定申告書の第 1 ページ裏側の申告に関する説明事項に、第 14 項「営利事業所得税法第 24 条の 3 により利息収入を計算する場合、2014 年 1 月 1 日時点の台湾銀行の基準金利は 2.896%である」を追記した。国税局は、会社に上記の状況がある場合は、追徴課税を避けるため、法令に従い自身で税務調整するよう注意喚起している。</p>
公表日	2015/6/4

公表元	財政部中区国税局
テーマ	売却資産の未償却残高が売却価格を上回る場合、その差額を資産売却の損失として計上することができる。但し、当該資産を実際に売却していることが必須であり、していない場合は損失とはできない。
公表内容	<p>(台中) 営利事業者が固定資産を売却し、その売却価格が帳簿上の未償却残高より低い場合、その差額を売却年度の損失として計上することができる。但し、当該資産を実際に売却していることが必須であり、売却していない場合は損失とすることはできない。</p> <p>当局によると、最近甲社の 2012 年度の営利事業所得税確定申告案件を審査した際、固定資産売却損失(機械設備)3,500 万元あまりが計上されていた。その売却資産の明細を審査したところ、異常があるため実際に現場を確認したところ、会社は機械設備の一部の部品を売却しただけで、設備全体は売却されておらず、会社の工場内に保管されているのを発見した。当局は、一部の部品の売却のみで全体の機械設備売却損失を計上していることから虚偽の疑いがあり、かつ営利事業所得税審査準則第 100 条第 1 款</p>

の「資産の未償却残高が売却価格を上回る場合、その差額を資産の売却損として計上できる」に適合しないため、否認され追徴税額に加え所得税法第 110 条第 1 項に基づき処罰された。

当局は営利事業者に対し、もし資産売却損失がある場合は、当該資産が実際に移転してから税務上の損失にできることを改めて注意喚起している。上記内容について不明なところがある場合は、当局のフリーダイヤル 0800-000321 まで問い合わせると、当局から詳細な相談を受けることができる。または、当局ウェブサイト (<http://www.ntbna.gov.tw>) にて法令の検索が可能である。

公表日

2015/5/28

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス| Tax 税務| Transactions トランザクション| Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14001923

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)